

富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市民間建築物吹付けアスベスト除去等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 補助対象建築物 本市の区域内に存する民間建築物で、国及び地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人その他地方公共団体の設立、出資等に係る法人又はこれらの者に準ずる者（以下、「国又は地方公共団体等」）の所有に属する建築物以外のものとし、一の建築物に国又は地方公共団体等の所有に属する部分とそれら以外の部分が存する場合は、それら以外の部分のみ補助対象建築物とする。
- (3) 除去等 壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストについて、除去、封じ込め又は囲い込みの措置を行うことをいう。
- (4) 所有者等 所有者、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体又は管理者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、所有者等が補助対象建築物について行う除去等で、別表第1に定める条件に適合するものとする。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付要件は、次に掲げるものとし、予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者等であること。
- (2) 所有者等が市税を滞納していないこと。
- (3) 除去等に関する国又は地方公共団体等による補助金等の交付を受けていないこと。

2 補助金の交付は、補助対象建築物一棟（一の敷地内に複数の建築物がある場合については、それぞれの建築物）につき、それぞれ一度限りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、除去等に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）の3分の2とし、200万円を超えないものとする。

2 前項の規定に基づき算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする所有者等（以下、「申請者」という。）は、除去等工事の受託者との補助対象事業の実施に関する契約を締結する前に規則第4条第1項の規定により、別表第2に掲げる書類を市長に正副2部提出しなければならない。

2 申請者は補助金の受領について、除去等工事の受託者に委任することができる。この場合において、申請者は、補助金の代理受領の委任状及び同意書（様式第12号）を第1項に掲げる書類に添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった時は、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示をすることができる。

3 申請者は、第1項の規定による通知を受けた後に事業に着手することができる。

(事業計画の変更の承認)

第8条 申請者は、規則第4条第1項の規定により提出した事業計画書等の内容を変更しようとするときは、計画変更交付申請書（様式第5号）に第6条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて正副2部を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、補助金の交付の決定を変更することができる。

3 市長は、第1項の規定により変更を承認したときは、計画変更承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(事業計画の中止等)

第9条 前2条の規定による補助金の交付の決定通知又は変更承認通知を受けた申請者が、補助対象事業を中止、又は廃止しようとするときは、遅滞なく中止・廃止届（様式第7号）に補助金交付決定通知書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助対象事業の中止等を承認したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定により補助対象事業の中止等を承認したときは、補助金交付決定取り消し通知書（様式第7号の2）により申請者に通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第10条 市長は、申請者に対し、必要に応じ期限を定め補助対象事業の遂行の状況を報告及び職員に補助対象建築物に立ち入らせ、現地において調査を実施させることができる。

2 市長は、前項の状況報告及び調査の結果、必要があると認めるときは、申請者に対し、補助対象建築物のアスベストの除去等を適切に行うため必要な措置を講ずるよう指導することができる。

3 申請者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、事業が完了したときは、別表第3に掲げる書類を市長に正副2部提出しなければならない。

2 前項の書類は、完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定の通知のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（完了検査等）

第12条 市長は、前条の除去等に係る実績報告書の提出を受けたときは、必要に応じて職員に補助対象建築物に立ち入らせ、現地において完了検査を実施させるものとする。

2 市長は、前項の完了検査の結果、必要があると認めるときは、申請者に対し、補助対象建築物のアスベストの除去等を適切に行うため必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、第11条の規定による実績報告書を受理したときは、報告の内容を審査のうえ、前条の規定による完了検査等により適当と認めたときは、当該補助対象事業に交付する補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金は、前条に規定する通知の後において交付する。

（検査等に対する協力）

第15条 申請者は、この要綱による補助金の交付等に関し、市長が必要とする検

査、調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(帳簿の備付け)

第16条 申請者は、補助対象事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、その経理に関する証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

2 補助対象事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うものとする。

(交付決定の取消)

第17条 この交付決定にかかわらず、市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 市長の承認を受けずに、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(4) 補助対象事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(5) 補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

(その他)

第18条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 (平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- (1) 除去等工事の受託者となる者は、市内に本社、支店、営業所等を有し、アスベスト除去等工事の元請となることができる建設業許可を有している者であること。
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条の規定に基づき選任された石綿作業主任者を配置すること。
- (3) 施工方法は、次のいずれかによるものであること。
 - ア 一般財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説（最新版）」に掲げるそれぞれの工法
 - イ 一般財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」一覧に掲げるそれぞれの工法
 - ウ 建設業労働災害防止協会編集・発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に掲げるそれぞれの工法
- (4) 除去等に伴う工事を行うことにより、補助対象建築物が、建築基準関係規定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。）に不適合にならないよう必要に応じた措置を講じるものであること。
- (5) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に規定する届出を行うこと。
- (6) 建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者が除去等工事における実施計画の策定を行い、当該計画に基づき除去等工事を実施すること。

別表第2（第6条関係）

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) アスベストが含有することを証する分析機関が発行した分析調査結果報告書
- (5) 補助対象事業の内容を示す書類として次に掲げるもの
 - ア 付近見取図（方位、補助対象建築物の名称及び位置）
 - イ 配置図
 - ウ 平面図（除去等の部分を明記したもの）
 - エ 立面図
 - オ 現況写真（建築物外観、除去等の部分及び当該部分のアスベストの状況が判断できるもの）
 - カ 詳細図（除去等の状況に応じて必要と認める場合）
- (6) 受託者及び建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者の作成した除去等施工計画書
- (7) 受託者の作成した除去等の見積書
- (8) 受託者の建設業許可証の写し
- (9) 建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者の資格者証の写し
- (10) 石綿作業主任者の資格者証の写し
- (11) 建築物の所有者等であることを証する書類として次に掲げるもの
 - ア 登記事項証明書（建物）
 - イ 補助金の交付を受けようとする所有者が法人の場合は、登記事項証明書（法人）
 - ウ 補助金の交付を受けようとする者が、区分所有者の団体又は管理者の場合は、団体の代表者又は管理者を証する規約等の書類並びにその代表者又は管理者が法人であるときは、登記事項証明書（法人）
- (12) 市税の納税証明書又は非課税証明書
- (13) 補助対象建築物が共有物である場合は、申請者が第2条第4号に規定する区分所有者の団体又は管理者であるときを除き、原則として所有者全員の合意があることを証する書類
- (14) その他市長が必要と認める書類

別表第3（第11条関係）

- (1) 実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業実績書（様式第9号）
- (3) 収支決算書（様式第10号）
- (4) 除去等工事請負契約書の写し
- (5) 除去等工事に要した費用の支払いが確認できる書類の写し（補助金の代理受領の委任をしている場合は、撤去等に要した費用から補助金額を差し引いた金額の支払いが確認できる書面の写し）
- (6) 受託者が発行した次に掲げる書類
 - ア 実施工程表
 - イ 着工前写真、工事写真、完成写真
 - ウ 建設廃棄物処理委託契約書の写し
 - エ 廃棄物マニフェストE表の写し
- (7) 大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく届出がされていることを確認できる書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類